

債権執行の申立てに必要な添付書類

(※ 管轄：**債務者の住所** を管轄する地方裁判所)

必要書類	チェック欄	一般的に必要なとなる書類
○		債務名義 (※1) <input type="checkbox"/> 執行文の付いた (<input type="checkbox"/> 執行証書 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 和解調書 <input type="checkbox"/> 認諾調書 <input type="checkbox"/> 調停証書) の 正本 <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 少額訴訟確定判決 <input type="checkbox"/> 仮執行宣言付少額訴訟判決 <input type="checkbox"/> 仮執行宣言付支払督促) の 正本 <input type="checkbox"/> 家事審判書 正本 及び 確定証明書 (債務名義を取得した家庭裁判所の担当部署にお問い合わせください。) <input type="checkbox"/> 家事調停調書 正本 (別表第二に掲げる事項)
○		上記債務名義の債務者への送達証明書 (※1)
○		代表者事項証明書又は現在事項証明書 (※2) 最寄りの法務局で取得できます。取得方法は、法務局にお問い合わせください。 (福岡法務局 電話番号092-721-4570) (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者 <input type="checkbox"/> 第三債務者)
		住民票又は戸籍附票 (※2) (※3) (債務名義に記載された住所と現住所が異なる場合のみ) ※ 債務名義上の住所から現在の住所までのつながりが明らかとなる住民票 除票や戸籍附票を現住所の住民票と合わせて提出してください。 (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者)
		戸籍謄本又は変更前の氏名が記載されている住民票 (※2) (※3) (債務名義に記載された氏名が改姓等で変更になっている場合のみ) (<input type="checkbox"/> 債権者 <input type="checkbox"/> 債務者)
○		収入印紙 4000円 (債務名義の通数や債権者数、債務者数によって加算あり)
○		郵便切手 1250円、1204円、564円、94円、84円 各1組 (合計3196円分) (第三債務者に対する陳述催告の申立てを同時に行う場合) ※ 第三債務者が1か所増えるごとに1250円、564円、84円を各1組ずつ追加 ※ 債務者が1名増えるごとに1204円を1組ずつ追加
○		その他 申立書のうち、当事者目録、請求債権目録、差押債権目録の コピー (押印前のもの) 各1通 申立債権者あての封筒又は宛名ラベルを 第三債務者数+1枚

※1：債務名義を取得した公証人役場や裁判所に申請して交付を受けます。

※2：申立書を提出される日の直近の日付のもの。第三債務者分は代表者事項証明書とします。

※3：マイナンバーの記載がないもの。

なお、手続の流れや申立書記載例などは、裁判所ホームページ中の東京地裁民事21部のところをご参照ください。
 (「東京地裁_債権執行」で検索⇒ホームページ中の「申立債権者の方へ」から、「受付係～債権差押命令の申立てをした方へ～」へ進んでください。)